

住民票等請求の方法

(個人で請求する場合)

住民票は住所のある市町村役場で取得できます。

また、住所地ではない、お近くの市区町村役場で取得できる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

●郵便で請求する場合に準備するもの

住民票等
交付請求書

〒為替
200
〒為替
450

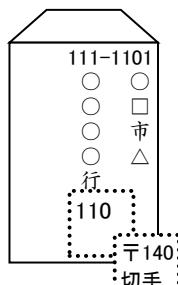
1 住民票等交付請求書

請求書に必要事項を記入します。

どの種類を選べばいいのかわからない場合は⑦に詳しく記入してください。

2 料金（発行手数料）

- 料金分の為替または現金書留で送付ください。
- 為替はゆうちょ銀行・郵便局で購入します。
(詳しくは郵便局へお問い合わせください)
- 料金は市町村役場によって変わる場合があります。
- 切手や収入印紙、小切手、有効期間が経過した為替では受付できません。



3 返信用封筒

- A4の紙を折って入れることのできる封筒（長3またはレターパック等）を用意してください。※お急ぎの場合は速達またはレターパックをお勧めします。
- 宛先は請求者と同じ住所になります。請求者の住所と異なる住所や勤務先の住所、店舗宛に送付することはできません。

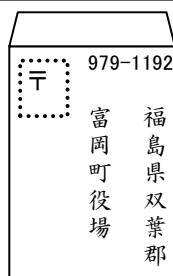
4 返信用封筒に貼る切手

- 郵送料は定型封筒に1通程度の場合110円になります。（レターパックの場合は不要）
- 2通以上や5名以上いる世帯の場合は94円以上の料金になる事があります。



5 お名前と現住所を確認できる書類の写し

- ご本人様であることを確認できる書類の写しを必ず同封してください。
(例)マイナンバーカード、運転免許証等顔写真の入った公的な各種免許証等、顔写真のない健康保険証等の場合は、各種保険証と年金証書など、2種類以上の書類の写しが必要です。



6 送るための封筒

- 1から5で用意した書類を富岡町役場宛の封筒に入れて送付します。
送付もれがないようにご注意ください。
- 発送方法は普通郵便、レターパック等ご都合のよい方法で郵便料金に不足がないようにしてください。料金不足の場合は郵便を受取ることができません。

＊＊ 注意 ＊＊

郵便等で請求する場合には、配達する日数（往復分）と届いた市町村役場での処理日数がありますので、余裕をもって請求してください。

詳しくは市区町村にお問い合わせください。

●送付先・お問い合わせ先

〒979-1151 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地の1

富岡町役場住民課 宛て

富岡町公式LINEからオンライン申請することもできます。

LINE用QRコード



電話0240-22-2111（代表）

- 富岡町以外の場合は、それぞれの自治体へお問い合わせください。
- プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には応じられません（住民基本台帳法第12条第6項）
- 偽りその他不正な手段により交付を受けたときには30万円以下の罰金に処せられます（同第47条）

住民票等交付請求書

個人向け郵送請求用

①請求者はどなたですか

請求者	氏名 富岡 富太郎	請求日 令和 7 年 11月 2 日	
請求者	生年月日 昭和・平成 西暦		
	今の住所 〒 XXX-XXXX (今お住まいの住所、避難先の住所)	記入例	
電話番号	* 日中ご連絡の取れる電話番号 (090 - 1111 - 2222)		

②どなたの証明書が必要ですか

住民票の住所	富岡町(大字) 大字本岡字王塚622番地1		
世帯主の氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 請求者と同じ		
証明が必要な人の氏名・生年月日	ふりがな とみおか とみこ <input type="checkbox"/> 請求者と同じ 富岡 富美子	生年月日 昭和 8年 2月 3日 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 令和	
必要な人から見た請求者の関係	本人 <input checked="" type="checkbox"/> 同じ世帯にいる <input type="checkbox"/> その他* () * 「その他」である場合は本人直筆の委任状や関係を証明する書類が必要です。		

③何が必要ですか

1 <input checked="" type="checkbox"/> 住民票 世帯全員の写し(謄本)	(1通200円)	2 通
2 <input type="checkbox"/> 住民票 世帯一部の写し(抄本ひとり分、除票(転出、死亡者))	(1通200円)	通
3 <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書	(1通200円)	通
4 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (被災証明書)	(1通 円)	1 通

*住民票は本人または同じ世帯員以外の人は請求する場合は、別途委任状等必要です。

④住民票に「世帯主と続柄(世帯主・妻・子等)」を表示しますか?

<input checked="" type="checkbox"/> 表示する(省略しない)	<input type="checkbox"/> 表示しない(省略する)
---	--------------------------------------

＊＊ご注意＊＊
④⑤に記載がない場合は、全てを省略した住民票を発行します。
表示する・しないは使用用途により変わりますので、事前に提出先へ確認してください。

⑤住民票に「本籍と筆頭者」を表示しますか?

<input type="checkbox"/> 表示する(省略しない)	<input checked="" type="checkbox"/> 表示しない(省略する)
--------------------------------------	---

⑥住民票に「マイナンバー」を表示しますか?

<input type="checkbox"/> 表示する(省略しない)	<input checked="" type="checkbox"/> 表示しない(省略する)
--------------------------------------	---

マイナンバーが必要な場合は⑦に使用理由を記入ください。

⑦使用目的を具体的にお書きください

運転免許証を取得するため必要、県外でパスポートを取るため など

■ 他に必要な書類

- ・ 請求者のお名前と現住所を確認できる書類
(運転免許証等各種免許証、マイナンバーカード等の写し1部)
- ・ 返信用封筒(返信用切手貼付、返信先宛名記載)またはレターパック用封筒
- ・ 料金(郵便局の為替、または現金書留にて送付してください(切手・収入印紙は不可))
料金は各市町村によって変わることあります。
- ・ プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には応じられません(住民基本台帳法第12条第6項)
- ・ 偽りその他不正な手段により交付を受けたときには30万円以下の罰金に処せられます(同第47条)

住民票等交付請求書

個人向け郵送請求用

①請求者はどなたですか

請求者	氏名 今のお住所	請求日 生年月日	年月日 昭和・平成・西暦 年月日
	（　　）	（　　）	（　　）
	電話番号 * 日中ご連絡の取れる電話番号		

②どなたの証明書が必要ですか

住民票の住所	富岡町(大字)		
世帯主の氏名	<input type="checkbox"/> ①請求者と同じ		
証明が必要な人の氏名・生年月日	ふりがな <input type="checkbox"/> ①請求者と同じ	生年月日 大正・昭和 年月日	
必要な人から見た請求者の関係	本人・同じ世帯にいる人・その他* () *「その他」である場合は本人直筆の委任状や関係を証明する書類が必要です。		

③何が必要ですか

1 <input type="checkbox"/> 住民票 世帯全員の写し(謄本)	(1通200円)	通
2 <input type="checkbox"/> 住民票 世帯一部の写し(抄本ひとり分、除票(転出、死亡者))	(1通200円)	通
3 <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書	(1通200円)	通
4 <input type="checkbox"/> その他 ()	(1通 円)	通

*住民票は本人または同じ世帯員以外の人が請求する場合は、別途委任状等必要です。

④住民票に「世帯主と続柄(世帯主・妻・子等)」を表示しますか?

表示する(省略しない) 表示しない(省略する)

＊＊ご注意＊＊
④⑤に記載がない場合は、全てを省略した住民票を発行します。
表示する・しないは使用用途により変わりますので、事前に提出先へ確認してください。

⑤住民票に「本籍と筆頭者」を表示しますか?

表示する(省略しない) 表示しない(省略する)

⑥住民票に「マイナンバー」を表示しますか?

表示する(省略しない) 表示しない(省略する)

マイナンバーが必要な場合は⑦に使用理由を記入ください。

⑦使用目的を具体的にお書きください**■ 他に必要な書類**

- ・ 請求者のお名前と現住所を確認できる書類
(運転免許証等各種免許証、マイナンバーカード等の写し1部)
- ・ 返信用封筒(返信用切手貼付、返信先宛名記載)またはレターパック用封筒
- ・ 料金(郵便局の為替、または現金書留にて送付してください(切手・収入印紙は不可))
料金は各市町村によって変わる場合があります
- ・ プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には応じられません(住民基本台帳法第12条第6項)
- ・ 偽りその他不正な手段により交付を受けたときには30万円以下の罰金に処せられます(同第47条)